

大口町告示第101号

大口町介護保険市町村特別給付実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護保険市町村特別給付実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護保険市町村特別給付実施要綱（平成21年大口町告示第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「介護予防通所介護」を「第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業」に改める。

別表第2を次のように改める。

大口町介護保険市町村特別給付申請月及び支払月

介護用品購入月又は 在宅支援費支給対象月	申請月	支払月
4月、5月、6月	7月	8月
7月、8月、9月	10月	11月
10月、11月、12月	1月	2月
1月、2月、3月	4月	5月

様式第1中

フリガナ 被保険者氏名		性別	男・女
住所	〒 電話番号		

を

フリガナ 被保険者氏名	
----------------	--

に、

口座振込	銀行	本店 支店 出張所	種 目	1 普通預金
	信金・信組			2 当座預金
	農協			3 その他

依 頼 欄	金融機関コード			支 店 コ ー ド			口座番号								
	フリガナ 口座名義人														

を

銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種 目	1 普通預金 2 当座預金						
金融機関コード	支店コード	口座番号							
フリガナ 口座名義人									

に改め、同様式裏面中「及び介護療養型医療施設」を「、介護療養型医療施設、介護医療院」に改め、「養護老人ホーム」の次に「、サービス付き高齢者住宅」を加え、

介護用品購入月	申請書提出月
3月、 4月、 5月	6月 (左の期間に購入したものを まとめて申請してください)
6月、 7月、 8月	9月 (同上)
9月、10月、11月	12月 (同上)
12月、 1月、 2月	3月 (同上)

を

介護用品購入月	申請書提出月
4月、 5月、 6月	7月 (左の期間に購入したものを まとめて申請してください)
7月、 8月、 9月	10月 (同上)
10月、11月、12月	1月 (同上)
1月、 2月、 3月	4月 (同上)

に改め、

「(例：5月購入分と6月購入分は用紙を分けてください。)」を削る。

様式第2中

フリガナ				電話番号	
被保険者氏名					
住所					
番号	購入年月日	購入品名	購入金額 (先頭に¥を記載)	薬局・薬店等名 代表者印	

を

フリガナ				被保険者番号	
被保険者氏名					
番号	購入年月日	購入品名	購入金額 (先頭に¥を記載)	薬局・薬店等名 担当者印	

に改め、同様式裏面中「3月～5月分」を「4月～6月分」に、「6月～8月分」を「7月～9月分」に、「9月～11月分」を「10月～12月分」に、「12月～2月分」を「1月～3月分」に改め、「(例：5月購入分と6月購入分は用紙を分けてください。)」を削る。

様式第4中

氏名		生年月日	
住所		電話番号	

を

被保険者氏名	
--------	--

に、

利用年月	A 利用日数	B 支払等金額	C 支給単価	D 利用支援費 A×CとBの少ない方
------	--------	---------	--------	-----------------------

を

利用年月	A 利用日数	B 支払等金額	C 支給単価	D 利用支援費 A×C と B の少ない方 (上限 4,500 円)
------	--------	---------	--------	------------------------------------------

に、

口座振込希望金融機関	種別	口座番号	口座名義人
銀行 信用金庫 店 農業協同組合	普通 当座		フリガナ

を

「 在宅サービス利用支援費を下記の口座に振り込んでください。

銀行 信金・信組 農協	本店 支店 出張所	種 目	1 普通預金 2 当座預金
金融機関コード	支店コード	口座番号	
フリガナ 口座名義人			

に改め、同様式裏面中「・第4段階」を削り、「介護予防通所介護サービス」を「第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業」に、

在宅支援費支給対象月	申請書提出月
3月、4月、5月	6月 (左の期間に支払ったものを まとめて申請してください)
6月、7月、8月	9月 (同上)
9月、10月、11月	12月 (同上)
12月、1月、2月	3月 (同上)

「

在宅支援費支給対象月	申請書提出月
4月、5月、6月	7月 (左の期間に支払ったものを まとめて申請してください)
7月、8月、9月	10月 (同上)
10月、11月、12月	1月 (同上)
1月、2月、3月	4月 (同上)

に改

」

め、「(例：5月利用分と6月利用分は用紙を分けてください。)」及び「消費税及び地方消費税を含む」を削る。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 平成30年9月分の市町村特別給付の申請については、改正後の大口町介護保険市町村特別給付実施要綱第5条及び第7条の規定にかかわらず、平成31年1月に申請するものとする。